

改 正 案	現 行
<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 太陽光発電設備及び風力発電設備</p> <p>三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設</p> <p>四 〓七 （略）</p> <p>八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>九 〓十一 （略）</p> <p>十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 〓五 （略）</p> <p>六 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十一号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>七 〓九 （略）</p> <p>十 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）</p> <p>十一 （略）</p>

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設(電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等(鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。)を地上(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第二項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所)であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道(自転車歩行者道を含む。第十一条の六第一項第二号及び第十一条の十第一項第二号を除き、以下この章において同じ。。内の車道(自転車道を含む。第十一条の六第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び第十一条の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。)に近接する部分

(5) (略)

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設(電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設、同条第六号に掲げる施設、同条第九号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等(鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。)を地上(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第二項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所)であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道(自転車歩行者道を含む。第十一条の七第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号を除き、以下この章において同じ。。内の車道(自転車道を含む。第十一条の七第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び第十一条の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。)に近接する部分

(5) (略)

ロ・ハ (略)
二〇五 (略)

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 電線を地下(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の七第一項第二号において同じ。)以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の七第一項第二号及び第三号において同じ。)にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。

ロ・ハ (略)
二〇五 (略)

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 電線を地下(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の六第一項第二号において同じ。)以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の六第一項第二号及び第三号において同じ。)にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁^{けた}の両側又は床版の下であること。

(太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準)

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第八号に
掲げる施設（以下この条において「太陽光発電設備等」という。）に
関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等
を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所である
こととする。

一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以
外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、
道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を
除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通
行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路
構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十
条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は
市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三
十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 | 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五
号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。

(特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第六号に掲げる仮設建築物又は同条第七号に掲げる施設（以下「特
定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定め

(特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準)

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設（以下「特
定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定め

る基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一〇四 (略)

2 (略)

(削除)

(応急仮設住宅の占用の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七

る基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一〇四 (略)

2 (略)

(食事施設等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設
等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、
食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する
場所であることとする。

一 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道
路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、
道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を
除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行する
ことができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令
（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二
第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村
道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第
三項の条例で定める幅員であること。

2 第十条第一号（口及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五
号までの規定は、食事施設等について準用する。

(応急仮設住宅の占用の場所に関する基準)

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七

条第十一号に掲げる応急仮設建築物（以下「応急仮設住宅」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一～三（略）

2（略）

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十二号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二（略）

2（略）

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十二号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二（略）

2（略）

（構造に関する基準）

条第九号に掲げる応急仮設建築物（以下「応急仮設住宅」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一～三（略）

2（略）

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二（略）

2（略）

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二（略）

2（略）

（構造に関する基準）

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ・ロ (略)

ハ 特定仮設店舗等又は第七号に掲げる施設（特定連結路附属地に設けるものを除く。）にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくすること。

二〇四 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七号第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ・ロ (略)

ハ 特定仮設店舗等又は食事施設等（特定連結路附属地に設けるものを除く。）にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくすること。

二〇四 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七号第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる

場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 4 (略)

別表(第十九条関係)

第七号に掲げる物件	(略)	(略)	(略)	占有物件		占有料
				単位	所在地	
幕(第七号に掲げる)	祭礼、縁日その他	その面積	二四〇	二〇	一〇	
条第四号に掲げる	の催しに	一平方メートルに				

場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 4 (略)

別表(第十九条関係)

第七号に掲げる物件	(略)	(略)	(略)	占有物件		占有料
				単位	所在地	
幕(第七号に掲げる)	祭礼、縁日その他	その面積	二四〇	二〇	一〇	
条第二号に掲げる	の催しに	一平方メートルに				

第七條第六号に掲げる仮設建	第七條第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七條第三号に掲げる施設	第七條第二号に掲げる工作物	(略)			
				工事用施設であるものを除く。	他のもの	つき一日	
つき一月	占用面積 一平方メ ートルに	Aに○・○二八を乗じて得た額	占用面積 一平方メ ートルに	つき一月	その面積 一平方メ ートルに	つき一月	
二一〇	○ 〇		二、一	〇 〇	二、四	二〇〇	
一〇〇			一、〇	〇 〇	二〇〇	九九	
八二		九九	八二〇				

第七條第四号に掲げる仮設建	第七條第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料			(略)			
				工事用施設であるものを除く。	他のもの	つき一日	
つき一月	占用面積 一平方メ ートルに		占用面積 一平方メ ートルに	つき一月	その面積 一平方メ ートルに	つき一月	
二一〇	○ 〇		二、四	〇 〇	二、四	二〇〇	
一〇〇			九九	〇 〇	九九		
八二							

第七條第 九号に掲 げる施設	建築物	その他のもの	第七條第 八号に掲 げる施設	上空に設けるもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	建築物及び同條第七号に掲げる 施設

九を乗じて得る額	Aに〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	二を乗じて得た額	Aに〇
一を乗じて得る額	Aに〇			六を乗じて得た額	Aに〇
四を乗じて得る額	Aに〇			を乗じて得た額	Aに〇

第七條第 七号に掲 げる施設	建築物	その他のもの	第六條第 七号に掲 げる施設	上空に設けるもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	建築物及び同條第五号に掲げる 施設

九を乗じて得る額	Aに〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	二を乗じて得た額	Aに〇
一を乗じて得る額	Aに〇			六を乗じて得た額	Aに〇
四を乗じて得る額	Aに〇			を乗じて得た額	Aに〇

備考 一〇六 (略) 七 Aは、近傍類似の土地(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 八・九 (略)	第七条第十号に掲げる施設			トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇二
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	二を乗じて得た額	六を乗じて得た額	〇一	〇一	〇二
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	額	額	額	額	額

備考 一〇六 (略) 七 Aは、近傍類似の土地(第七条第六号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 八・九 (略)	第七条第十一号に掲げる施設			トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇二
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	二を乗じて得た額	六を乗じて得た額	〇一	〇一	〇二
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	額	額	額	額	額

改正案			現行		
<p>(略)</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(略)</p>	<p>(道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有)</p> <p>第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）<u>第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占有とする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの並びに同条第九号、第十号及び第十三号に掲げる施設</u></p> <p>（高速自動車国道法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十七条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理に<u>ついての法第五十四条第一項の規定による高速自動車国道法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(略)</p>	<p>(道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有)</p> <p>第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）<u>第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占有とする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第七条第六号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの並びに同条第七号、第八号及び第十一号に掲げる施設</u></p> <p>（高速自動車国道法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十七条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理に<u>ついての法第五十四条第一項の規定による高速自動車国道法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(略)</p>	<p>(道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有)</p> <p>第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）<u>第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占有とする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第七条第六号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの並びに同条第七号、第八号及び第十一号に掲げる施設</u></p> <p>（高速自動車国道法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十七条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理に<u>ついての法第五十四条第一項の規定による高速自動車国道法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>

(略)	第十一条の二第五項
(略)	前条第二号から第四号 まで
(略)	第二項第三号
(略)	第十一条の二第五項
(略)	前条第二号又は第三号
(略)	第二項第三号